

各県立学校長 様

教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で
実施することについての考え方及び留意点等について（通知）

令和3年6月22日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

ついては、新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、同事務連絡の趣旨を踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

- 1 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い
児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。
- 2 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い
副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ること。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断すること。

【学校集団接種に関する考え方に関すること】

担当：保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話：048-830-6963

【県立中学校・高等学校の出欠等の取扱いに関すること】

担当：高校教育指導課 教育課程担当

電話：048-830-7391

【特別支援学校の出欠等の取扱いに関すること】

担当：特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電話：048-830-6886